

じゅうきょかくほきゅうふきん

住居確保給付金のしおり

住居を失うおそれのある方・転居費用の捻出が困難な方へ



東松山市 社会福祉課

東松山市松葉町 1 - 1 - 58

TEL (21) 1408 (直通)

令和7年6月1日改訂

目次	ページ
1 住居確保給付金（家賃補助）とは	2
(1) 受給要件	2
(2) 申請書類	3
(3) 家賃補助支給決定後の報告について	4
(4) 受給中の留意事項	4・5
(5) 家賃補助の再支給について	6
2 住居確保給付金（転居費用補助）とは	6
(1) 受給要件	6
(2) 申請書類	7
(3) 転居後の報告について	7
(4) 転居費用補助の再支給について	7
3 参考	8
収入算定表	8
問い合わせ先・関係先	9
申請書記載例	10

1 住居確保給付金（家賃補助）とは

離職・廃業・やむを得ない休業などにより経済的に困窮し、住居を失うおそれのある方に、家賃相当額を支給するとともに、再就職に向けた支援を行い、住居および就労機会の確保に向けた支援を行う制度です。

- ①支給額：下記を上限として収入に応じて調整
(月額) 単身世帯 37,000円 2人世帯 44,000円
3～5人世帯 48,000円 6人世帯 52,000円
7人以上世帯 58,000円
世帯の収入額が基準額（下記2の④の別表1）を超える場合は
支給額＝家賃額（実額）＋基準額－世帯の収入額
- ②支給期間：原則3か月（一定の条件により延長可能。最長9か月）
- ③支給方法：不動産会社・大家などの口座へ振り込みます
ただし、家賃の支払いが、クレジットカードを使用する方法に
限定している場合は、直接給付にすることもできます

(1) 受給要件

次の①～⑧の全てに該当する方が対象となります。

- ① 離職などにより経済的に困窮し、住居を失うおそれがある。
- ② イ) 申請日において、離職・廃業の日から2年以内である。
ロ) やむを得ない休業（本人の希望によらない会社都合の休業・シフトの減少・請負契約の解除など）により収入が減少し、離職・廃業の場合と同等程度の状況にある。
- ③ 離職などの日において、世帯の生計維持者であった。
- ④ 申請日の属する月における申請者および同一世帯に属する者の収入の合計額が、別表1の「基準額」に「家賃基準額（※）」を合算した「収入基準額」以下である。

別表1 収入基準額

世帯人数	基準額	家賃基準額（※）	収入基準額
1人	78,000円	37,000円	115,000円
2人	115,000円	44,000円	159,000円
3人	140,000円	48,000円	188,000円
4人	175,000円	48,000円	223,000円
5人	209,000円	48,000円	257,000円
6人	242,000円	52,000円	294,000円
7人	275,000円	58,000円	333,000円

（※）家賃基準額＜実額⇒家賃基準額で計算

実額＜家賃基準額⇒実額で計算

- ⑤申請日において世帯の預貯金の合計額が、別表2の「金融資産額」以下である。

別表2 資産要件

世帯人数	金融資産額
1人	468,000円
2人	690,000円
3人	840,000円
4人以上	1,000,000円

⑥（離職）ハローワークに求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと。

（自営業）経営相談の申し込みを行い、自立に向けた活動を行うこと。

⑦類似の給付などを、申請者および同一世帯に属する者が受けていないこと（生活保護の家賃扶助など）。

⑧申請者および同一世帯に属する者のいずれもが暴力団員による不当な行為の防止などに関する法律（平成3年法律第77条）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

(2) ^{しんせいしよるい}申請書類

☐① ^{じゅうきょかく ほきゅうふきんしきゅうしんせいしよ}住居確保給付金支給申請書 【社会福祉課で配付します】

☐② ^{じゅうきょかく ほきゅうふきんしんせい じ かくにんしよ}住居確保給付金申請時確認書 【社会福祉課で配付します】

裏面にハローワークの求職番号を記入したもの。

※必要に応じ、「求職申込み・雇用施策利用状況確認票」を提出していただきます。

☐③ ^{ほんにんかくにんしよるい}本人確認書類 （次のいずれか1つお持ちください）

- ・運転免許証 ・パスポート ・各種福祉手帳 ・健康保険証
- ・マイナンバーカード

☐④ ^{りしよくかんけいしよるい}離職関係書類

・2年以内（就労できない事情がある場合には最長4年以内）に離職または廃業したことが確認できる書類の写し（離職票・雇用保険受給資格者証・退職証明書など）

・または、やむを得ない休業などにより、収入を得る機会が減少していることが確認できる書類の写し（雇用主からの休業を命じる文書、アルバイトのシフトが減少したことがわかる文書、請負契約などがキャンセルになったことがわかる文書など）

※書類の写しが提出できない場合には、申立書を提出いただきます。申立書は社会福祉で配付いたします。

☐⑤ ^{しゅうにゅうかんけいしよるい}収入関係書類

申請者および同一世帯に属する者の、申請日の属する月の収入が確認できる書類

- ・給与明細書（直近3か月） ・雇用保険受給資格証 ・年金、手当などの振込通知

※自営業の方は収支状況のわかるものをご提出ください。（帳簿など）

☐⑥ ^{よちよきんかんけいしよるい}預貯金関係書類

申請者および同一世帯に属する者の金融機関の通帳など ※申請日に記帳したもの
通帳がない場合、入出金照会画面をスマートフォン等に表示してお見せください。

☐⑦ ^{にゅうきょじゅうたくかんけいしよるい}入居住宅関係書類 【社会福祉課で配付します】

- ・賃貸借契約書の写し
- ・入居住宅に関する状況通知書 ※不動産業者、大家などに記入してもらってください。

☐⑧ クレジットカードを使用する方法により賃料を払っている場合に必要な資料

- ・クレジットカードで支払っていることが確認できるもの（利用明細の写しなど）
- ・本人口座の分かるもの（金融機関の通帳など）

(3) ^{やちん ほじょしきゅうけっていご ほうこく}家賃補助支給決定後の報告について

○月1回以上、社会福祉課の就労支援員などによる面接などの支援を受ける必要があります。その月の収支を確認する必要があるため、収支が確定した月末に報告してください。

下記書類をお持ちください。様式については社会福祉課でお渡しいたします。

（求職中の方）

◇求職活動報告書【様式あり】

◇職業相談確認書【様式あり】

（月2回以上、ハローワークへ行き職業相談を受ける必要があります。「職業相談確認票」にハローワーク担当者から記入と確認印を受けてください）

◇常用就職活動報告書【様式あり】

（週1回以上、求人先へ応募、または求人先の面接を受け、その求職活動の状況を「常用就職活動状況報告書」に記入してください）

◇通帳（報告当日に記帳してきてください）

◇給与明細

（自営業の方）

◇自立に向けた活動状況報告書【様式あり】

◇自立に向けた活動計画【様式あり】

◇通帳（報告当日に記帳してきてください）

◇収支報告書（様式は問わない）様式がない場合には社会福祉課で配付します。

※経営相談の申し込みにおいて、経営相談先から公共職業安定所などでの求職活動などを行うことが適当との助言を受けた場合、申請者は当該助言を自立支援機関へ報告し、求職活動を行ってください。

(4) ^{じゅきゅうちゅう りゅういじこう}受給中の留意事項

^{じょうようしゅうしょく ばあい とどけて ひつよう}【常用就職した場合は届出が必要です】

○支給決定後、常用就職した場合には「常用就職届」を社会福祉課に提出してください。

○上記の報告を行った月以降、収入額を確認することができる書類を、毎月社会福祉課に提出してください。

○常用就職し、就労に伴い得られた収入が収入基準額を超えた場合、収入基準額を超える収入が得られた月の家賃から給付金の支給が中止されます。

※常用就職とは雇用期間の定めがない、又は6カ月以上の雇用が見込まれるもの。

^{しきゅうがく へんこう ばあい}【支給額を変更できる場合があります】

次①～③の場合に限り、支給額の変更が可能となり、手続きには「住居確保給付金

変更支給申請書」を提出する必要があります。

- ① 住居確保給付金の支給対象賃貸住宅の家賃額が変更された場合
- ② 家賃の一部支給による支給の場合において、受給期間中に収入が減少した結果、基準額を下回った場合
- ③ 貸主の責によらず転居せざるを得ない場合または、自立支援相談員などの指導により同一の市内での転居が適当である場合

家賃額が変わったり、収入が下がったことが証明できる書類をお持ちになり、社会福祉課にお越しください。

【^いっ^てい^{よう}けん^みえん^ちょう^{さい}えん^ちょう^かの^う要件を満たせば延長・再延長が可能です】

○住居確保給付金の支給期間が終了する際に、次の要件を満たしていれば、3か月間を限度に、2回まで延長することが可能です。

- 《要件》
- ・受給中に誠実かつ熱心に求職活動などを行っていたこと
 - ・世帯の収入と預貯金が一定額以下であること

【^{じゅう}きょ^{かく}ほきゅう^ふきん^{ちゅう}し^{ばい}住居確保給付金を中止する場合があります】

下記のいずれかに該当した場合、住居確保給付金の支給を中止します。

- ① 受給者が、誠実かつ熱心に求職活動などを行わない場合、または、就労支援に関する社会福祉課の指示に従わない場合、当該事実を確認した日の属する月の支給から中止します。
- ② 受給者が常用就職または、受給者の給与その他の業務上の収入を得る機会が増加し、かつ就労により得られた収入が収入基準額を超えた場合は、その収入が得られた月の支給から中止します。また、受給者が常用就職などをしたことおよび就労に伴い得られた収入の報告を怠った場合も支給を中止します。
- ③ 受給者が住宅から退去した場合（借主の責によらず転居せざるを得ない場合または社会福祉課の指導により同一の市内での転居が適当である場合を除く）については、退去した月の翌月の家賃相当分から支給を中止します。
- ④ 虚偽の申請など不適正な受給に該当することが明らかになった場合。
- ⑤ 受給者が拘禁刑以上の刑に処された場合。
- ⑥ 受給者または同一世帯に属する者が暴力団員と判明した場合。
- ⑦ 受給者が生活保護の家賃扶助費を受給した場合。
- ⑧ 受給者が疾病または負傷のため住居確保給付金を中断した場合において、中断を決定した日から2年を経過した場合。
- ⑨ 中断期間中において、受給者が毎月1回の面談などによる報告を怠った場合。
- ⑩ 上記のほか、住居確保給付金受給者の死亡など、支給することができない事情が生じた場合。

※支給を中止する場合には、「住居確保給付金支給中止通知書」を交付します。

(5) ^{やちんほじょ}家賃補助^{さいしきゅう}の再支給について

- 住居確保給付金は、原則1人1回の支給です。
ただし、常用就職に至った後、会社都合の解雇または会社の倒産など、事業主の都合による離職をしたことで再び困窮し、受給要件に該当することになった方については、2度目の支給を受けることができます。あらかじめ雇用期間が決まっていて、更新のないことに合意していた場合は、会社都合の解雇にはあたりません。
- 次の場合も2度目の支給を受けることができます。ただし、支給が終了した月の翌月から起算して1年を経過している場合に限りです。
 - 被雇用者で、収入が回復して収入基準額を超えた後、やむを得ない休業（本人の希望によらない会社都合の休業・シフトの減少・請負契約の解除など）により再び収入基準額未滿となったとき
 - 自営業者で、収入が回復して収入基準額を超えた後、廃業（本人の都合によるものを除く）により再び収入基準額未滿となったとき
- 初回と同様に申請します。必要書類のうち、初回と変更がないものについては提出を省略できることがあります。

2 ^{じゅうきょかくほきゅうふきん}住居確保給付金^{てんきよひようほじょ}（転居費用補助）とは

離職・廃業・やむを得ない休業・世帯員の死亡などにより収入が著しく減少し住居を失うおそれのある方で、転居することが自立の促進に必要であるが、転居費用の捻出が困難な方に、転居費用相当額を支給する制度です。

①支給額：転居に要する費用（下記を上限とする）

単身世帯	111,000 円	2人世帯	132,000 円
3～5人世帯	144,000 円	6人世帯	156,000 円
7人以上世帯	174,000 円		

②支給方法：不動産会社・大家などの口座へ振り込みます。

ただし、家賃の支払いが、クレジットカードまたは納付書を使用する方法に限定している場合は、直接給付にすることもできます。
家賃以外の経費については業者等の口座振込か、申請者本人への口座振込いずれかの方法で支給します。

(1) ^{じゅうきゅうようけん}受給要件

次の①～⑧の全てに該当する方が対象となります。

- ①離職・廃業・やむを得ない休業・世帯員の死亡などにより収入が著しく減少した日から2年以内である。
- ②申請日において、世帯の生計維持者である。
- ③申請日の属する月における世帯の収入・資産が2ページの別表1、2未滿である。
- ④家計改善支援事業の相談支援において、家賃の低い住宅等への転居が自立の促進に必要であると認められ【要転居証明書】の交付を受けている。
- ⑤類似の給付などを、申請者および同一世帯に属する者が受けていない。
- ⑥申請者および同一世帯に属する者のいずれもが暴力団員による不当な行為の防止などに関する法律（平成3年法律第77条）第2条第6号に規定する暴力団員でない。

(2) ^{しんせいしよるい}申請書類

□① 3ページに記載の「3 申請書類」の①～⑧

ただし、②の裏面のハローワーク求職番号は記入不要。

ただし、⑦の賃貸契約書の写し及び入居住宅に関する状況通知書は、予定住宅通知書に読み替える。

□② ^{ようてんきよしょうめいしよ}要転居証明書

家計改善支援事業の相談支援において交付されたもの。

自立相談支援機関で家計改善支援を受ける必要があります。

なお、転居によって家賃が上がる場合でも、交通費が抑えられるなどの場合は、家計全体の支出の改善が見込まれることがあります。

□③ 初期費用の他に転居に要する費用が見込まれる場合に必要な書類

その額及び内訳が確認できる書類。（見積書など）

支給対象となる経費	支給対象とならない経費
・転居先への家財の運搬費用 ・転居先の住宅に係る初期費用（礼金、仲介手数料、家賃債務保証料、住宅保険料） ・ハウスクリーニングなどの原状回復費用（転居前の住宅に係る費用を含む） ・鍵交換費用	・敷金（※） ・契約時に払う家賃（前家賃） ・家財や設備（風呂釜、エアコン等）の購入費 （※）敷金は返還される可能性があるため、対象外としています。

(3) ^{てんきよご ほうこく}転居後の報告について

○転居後7日以内に、住民登録を行い、以下の書類を提出してください。

□① 住居確保報告書 【社会福祉課で配布します】

□② 賃貸契約書の写し

□③ 初期費用の他に転居費用を支給した場合及び直接給付とした場合に必要な書類

実際に支払った額がわかる領収書など

※実際に支払った額が支給額を下回った場合は、差額を返還する必要があります。

支払った額が支給額を上回り、かつ支給額が上限額に達していなかった場合は、差額を支給できる場合があります。「変更支給申請書」を提出してください。

※必要に応じて、自立相談支援機関が転居先の住宅を訪問することがあります。

(4) ^{てんきよひようほじょ さいしきゅう}転居費用補助の再支給について

○ 転居費用補助は、原則1人1回の支給です。

ただし、支給が終了した月の翌月から起算して1年を経過した後に6ページの「8 受給要件」に該当することになった方は、再支給を受けることができます。

○ 初回と同様に申請します。必要書類のうち、初回と変更がないものについては提出を省略できることがあります。

3 さんこう 参考

住居確保給付金（家賃補助・転居費用補助）の収入算定表	
算定対象	算定対象外
<u>○税引前の稼得収入</u> ・賃金 - 賞与 ※通勤手当は算定対象外 ・事業収入（経費を差し引いた控除後の額） - 原稿料 - ネットオークションで得た収入（事業として行っている場合に限る） ※事業収入赤字は0円 ・役員報酬 ・不動産賃貸収入（経費を差し引いた控除後の額） - 家賃収入	<u>○特定の目的のために支給される手当・給付</u> ・児童扶養手当 ・公的年金における子の加算額 ・特別児童扶養手当 ・特別障害者手当 ・児童手当 ・里親に支給される手当など ・奨学金（貸与型・給付型は問わない） ・児童育成手当（自治体独自の手当） ・養育費（裁判所などにて作成された証明書などにより、客観的に子の養育という「特定の使途・目的のために支給される手当・給付」であることが確認可能である場合）
<u>○税引前の収入全般</u> ・失業など給付（国家公務員法退職手当法などの規定による雇用保険の失業など給付に相当する給付を含む） ・各種年金 - 国民年金 - 国民年金基金 - 厚生年金 - 厚生年金基金 - 共済年金 - 障害補償年金、遺族補償年金（労災保険） ・年金生活者支援給付金 ・特別障害給付金 ・軍人恩給 ・その他 - 仕送り（同居配偶者など以外） - 養育費（右記以外） - 婚姻費用分担金 - 慰謝料（継続的なもの） - 障害補償費（公害健康被害の補償などに関する法律） - 健康保険傷病手当 - ボランティアで得た収入（交通費は除く）	<u>○職業訓練受講給付金</u> <u>○各種保険金の受取など</u> ・生命保険（配当金含む） ・損害保険 ・学資保険 ・産科医療補償制度において受け取る補償金など <u>○一時的な収入</u> ・慰謝料（一括で支払われるもの） ・仮払金（裁判所の賃金仮払い仮処分によるもの） ・通常短期間支給される手当・給付 - 休業補償給付、療養補償給付（労災保険） ・義援金 ・配当金 ・株式などの売却益 ・退職金 ・未支給年金 ・ネットオークションで得た収入（事業として行っていない場合） <u>○雇用継続給付（高齢・育児・介護）</u> <u>○原則22歳以下かつ就学中の子の収入</u> <u>○給与などに含まれる通勤手当</u>

といあわせさき
問合せ先

ひがしまつやましくしよ しゃかいふくしか
東松山市役所 社会福祉課

相談時間 午前 8 時 3 0 分～午後 5 時 1 5 分

月～金曜日（土日祝日、年末年始除く）

住 所 東松山市松葉町 1－1－5 8

電 話 0 4 9 3（2 1）1 4 0 8（直通）

F A X 0 4 9 3（2 4）6 0 6 6

M a i l HMY033@city.higashimatsuyama.lg.jp

関係先

◇ハローワーク（川越公共職業安定所東松山出張所）

住所 東松山市上野本 1088-4

電話 0493（22）0240

◇東松山市商工会

住所 東松山市材木町 2-3

電話 0493（22）0761

相談時間 午前 10 時～午後 4 時

※事前予約制（45 分）

◇埼玉県よろず支援拠点（埼玉県川越比企地域振興センター）

住所 東松山市六軒町 5-1

電話 0120（973）248

相談時間 午前 9 時～午後 5 時

※事前予約制

生活困窮者住居確保給付金支給申請書						
フリガナ ①氏 名 【必須】		コウロウ タロウ 厚 労 太 郎				
②生年月日 【必須】		昭和・平成・令和 5 6 年 1 月 3 0 日 満 (3 9) 歳				
③電話番号 【必須】		× × × - △ △ △ △ - ○ ○ ○ ○		④性別	男・女	
申 立 事 項	⑤次の(1)又は(2)の場合であること (いずれか該当する方に記載)					
	(1) 離職等の場合 【離職した方は必須】					
	離職等の時期		令和○年○月			
	離職等した事業所		〇〇有限会社			
	(2) 第3条第2号に規定する場合 【休業等の方は必須】					
	給与その他の業務上の収入を得る機会の減少の状況		(例1) 〇〇デザイン事務所等を主たる客先とした、フリーイラストレーター 令和2年1月中旬頃から、発注が急減し、2月以降の受注件数は0。 (例2) △△タクシー(個人)において約○年就労。令和2年3月頃から1日平均の客数が 〇人から○人に激減しており、現在も回復していない。 (例3) ※※株式会社において登録派遣社員として勤務。令和2年3月から客先企業から休業を命じられている(2月の勤務日数18日、3月の勤務日数6日)			
	⑥離職等前に世帯の生計を主として維持していたこと又は申請月において維持していること 【必須】					
	離職等前の雇用状況等、世帯の生計の維持にかかる状況		休業前においては、〇〇株式会社にて週40時間労働。令和2年2月から会社の命令で休業中。 配偶者はパートタイム勤務で扶養家族であり、申請者が世帯の生計を維持している。			
	⑦次の(1)又は(2)のいずれかに該当していること (いずれか該当する方に記載)					
	(1) 住居を喪失していること 【現にお住まいがない方は必須】					
	住居を喪失した時期		令和○年○月頃			
	喪失した住居の住所		〇〇県〇〇市			
	現在の状況		友人宅に居候(等)			
	(2) 住居を喪失するおそれがあること 【現にお住まいがある方は必須】					
	現在の住所		〒〇〇〇-〇〇〇〇 ××県△△市〇〇町3-2 (アパート名) 〇〇号室			
住居の家主等		(株) 〇〇住建				
喪失するおそれのある住居の家賃額		(例) 月額7万円				
現在の収入状況等、住居喪失のおそれがある理由、状況等		月収17万円(令和2年2月) 月収8万円(同年3月) 月収6万円(同年4月) 2月から、家賃額を支払うことが困難な状況が継続				
⑧申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入及び預貯金が次のとおりであること 【必須】						
フリガナ 氏名	コウロウ タロウ 厚 労 太 郎	コウロウ ヨシコ 厚 労 良 子	コウロウ イチロウ 厚 労 一 郎	コウロウ ヨシミ 厚 労 良 美	合計	
続柄	本 人	配偶者	子	子		
性別	男	女	男	女		
生年月日	S56.1.30	S60.5.4	H17.7.8	H20.10.28		
収入(月額)	60000円	34000円	0円	0円		94000円
預貯金等	450000円	120000円	0円	0円		570000円
※申請日の属する月の収入(月額)が確実に推計できる場合はその額を、変動あるときは収入の確定している直近3か月間の平均収入を記載する。雇用保険の失業等給付、児童扶養手当等各種手当も合算する。						
上記の申立事項に相違なく、生活困窮者自立支援法施行規則(以下「則」という。)第13条の規定により、必要書類を添えて生活困窮者住居確保給付金(以下「住居確保給付金」という。)の支給を申請します。						
私の個人情報、住居確保給付金の支給並びに臨時特例つなぎ資金及び総合支援資金の融資を行うために必要となる範囲で、則第4条第1項第2号に規定する都道府県等、公共職業安定所、社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて了承します。						
また、裏面の注意事項について、同意します。						
令和 7 年 月 日						
都道府県等の長 殿						
自署の場合、押印は不要→ 記名押印又は署名						
申請者氏名 厚 労 太 郎 印						